

袋井市道路等照明灯 LED 化業務委託 質問事項 回答書

作成日：令和 6 年 4 月 17 日（水）

	質問事項	回答
1	現時点で想定されている契約書があればご提示お願い致します。	現時点で公表できる契約書はございません。 募集要項 12 ページに記載のとおり、優先交渉権者決定後、事業提案書や維持管理計画等の内容を踏まえ、優先交渉権者と協議し契約内容を定めてまいります。
2	事業者の都合ではない理由によって夜間施工が発生した場合、変更の対象となりますでしょうか。	募集要項等では、夜間施工等の規定は設けておりません。契約締結時において、変更協議の内容や対象について協議をさせていただきます。
3	仕様書 3（8）カ）「電話窓口は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」とありますが、電話窓口の詳細（稼働日、稼働時間等）については協議の対象とさせていただきますでしょうか。	電話窓口は、市役所の開庁時間に合わせて午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとしています。緊急対応もあるため市からの連絡体制の確保は必須とし、市民等からの電話窓口の開設方法については、優先交渉権者決定後、詳細協議をさせていただきます。
4	調査時に照明灯ポール及び架台に錆・腐食等があった場合、報告が必要でしょうか。	錆や腐食等も含めて管理台帳へ記載し市へ報告をお願いします。また危険性があると判断されるもの、又は老朽化が著しいものは判明した時点で市への連絡をお願いします。
5	照明柱及び照明器具の修繕等の工事が発生した場合、増減変更の対象となりますでしょうか。	照明器具の不点灯の対応は今回の委託に含みます。また、照明柱や既設の照明器具などの修繕については、本業務委託に含んでおらず変更協議の対象として考えております。ただし、事業提案の内容を踏まえて、変更協議の対象については別途協議いたします。